

広島県告示第千二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
畑三丁目地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十五年八月一日広島県告示第六百二十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を告示で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、二号、三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱六号、五号、十五号及び十四号と同一とする。

市・区		町		大字	字	地番	標柱番号
呉市		音戸町		畑一丁目		六九一六番三	標柱一号及び五号
	音戸		小浦	畑三丁目		六九六四番	標柱一号
		畑一丁目				六九五八番一	標柱三号
						六九二二番二	標柱四号